

岡山県認知症施策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 認知症になっても、本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、行政と医療・介護・福祉等の関係者が連携し、県内における総合的な認知症施策を円滑に推進するための検討を行う組織として岡山県認知症施策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は次の事項に関して協議する。

- (1) 認知症施策の推進に関する各関係団体等の連携に関すること
- (2) 認知症の人への適切な医療、介護の提供に関すること
- (3) 認知症の人やその家族への支援に関すること
- (4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく、都道府県計画に関すること。
- (5) その他、認知症施策の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、認知症施策に関連する団体等の代表や有識者を構成員として組織し、構成員は知事が委嘱又は任命する。

2 会議に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

4 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

5 重要な課題に対し、専門的見地から検討を行うため、必要に応じて、この会議の下部組織として部会を設置することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 団体より推薦された委員に交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、子ども・福祉部長寿社会課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、長寿社会課長が会長と協議の上、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。